

第 2 期秦野市子ども・子育て支援事業計画策定に関する ニーズ調査の実施について

平成 3 1 年 2 月 1 2 日子育て支援課作成

◆ 子ども・子育て支援事業計画とは

平成 2 4 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」により、国の基本指針を踏まえ、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握したうえで、管内における新制度の給付・事業の需用見込量、提供体制の確保の内容及びその時期を盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が市町村に義務付けられました。

本市においても、平成 2 5 年に「子ども・子育て支援新制度施行事前調査（ニーズ調査）」として、未就学児のいるすべてのご家庭に、子育ての実態やご意見をお聞きしたうえで、平成 2 7 年度から平成 3 1 年度までの 5 年間の計画を策定しました。

また、中間年となる平成 2 9 年度には、国の指針に沿って計画値と実績値に大きなかい離があった「教育・保育の提供」、「一時預かり事業」、「病児保育事業」、及び「放課後児童健全育成事業」について見込み量及び確保量の見直しを行いました。

平成 3 1 年度で計画期間が終了するため、平成 3 1 年度中に第 2 期計画を策定する必要があります。

◆ 子ども・子育て支援事業計画の内容

計画の策定に当たっては、国の基本方針において、必須記載事項と任意記載事項が定められています。必須記載事項は次のとおりです。

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 各年度における教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 4 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進体制の確保の内容

《具体的な量の見込みを設定する必要がある事業》

- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
(幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育)
- 利用者支援事業 (保育コンシェルジュ)
- 地域子育て支援拠点事業 (ぽけっと21)
- 時間外保育事業 (延長保育)
- 一時預かり事業 (幼稚園型・一般型一時預かり)
- 子育て短期支援事業 (ショートステイ)
- 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)
- 病後保育事業 (病後児保育事業)
- 放課後児童健全育成事業 (児童ホーム)

※ () 内は本市で実施している事業の名称

◆ ニーズ調査の実施について

計画の策定当たっては、国の基本方針において、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。」とされています。

平成30年8月24日には国から、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方について」が発出されましたので、この考え方にに基づき、次のとおりニーズ調査を実施しました。

《第2期秦野市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査》

○ 調査概要

- 1 調査対象 市内に在住する未就学の子ども保護者全件
約5,500世帯
- 2 調査期間 平成30年12月17日から平成31年1月7日まで
- 3 調査方法 郵送によるアンケート調査(無記名方式)
- 4 集計分析 株式会社アイアールエスに委託

○ 調査項目

No.	分類	質問内容	設問数
1	お住いの地域について	・お住いの地域	1
2	子どもとご家族の状況について	・年齢・きょうだいの数・配偶関係 ・日常的に関わっている人/施設	6
3	子どもの育ちをめぐる環境について	・預かりどころ ・相談できる人/相談先	6
4	保護者の就労状況について	・現在の就労状況/今後の希望	10
5	平日の定期的な教育・保育事業について	・現在の利用状況/今後の利用希望	9
6	地域の子育て支援事業について	・現在の利用状況/今後の利用希望	3
7	土日、長期休暇中の定期的な教育・保育の事業について	・現在の利用状況/今後の利用希望	4
8	子どもの病気の際の対応について	・これまでの対応状況/今後の希望	7
9	不定期の教育・保育や宿泊を伴う一時預かりについて	・現在の利用状況/今後の利用希望	6
10	小学校就学後の放課後の過ごし方について	・どのような場所で過ごさせたいかの希望	4
11	子育て支援制度や施策、民間の取り組みについて	・秦野市における満足度 ・自由意見	2

○ 第1期ニーズ調査（平成25年度）からの変更点

平成30年8月24日に国から発出された、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方について」において、原則として、第1期計画策定時のニーズ調査の手引きを参照することを前提とし、新たに記載、修正及び留意する点のみが示されました。

《主な留意点》

● **トレンドや政策動向、地域の実情等の考慮**

調査結果から算出した量の見込みに補正が必要であると見込まれる場合には、第1期のニーズ調査の結果と比較する方法や、これまでの支給認定の実績の推移の傾向を把握する方法などが考えられる。

● **都市開発部局との十分な情報共有**

大規模マンション等の開発が行われる際には、量の見込みを大きく変動させる要因となり得ることから必要に応じて補正を行うこと。

● **0歳児保育の量の見込み**

育児休業の取得状況の実態等を踏まえ、よりニーズの実態に近いものになるように、適切に量を見込むこと。

● **企業主導型保育施設の地域枠の活用**

企業主導型保育施設の地域枠について、教育・保育の提供体制の確保の内容に含めて差し支えない。

● **特定教育・保育施設等の定員の取扱い**

保育所等の整備を新たに行った後、4・5歳児の定員については、定員割れが生じる一方で、0～2歳児については、定員超過が生じることが多いことに鑑み、運営開始後1～3年目については、4・5歳児定員を少なく設定し、2年目以降については、入所児童の進級に伴い、4・5歳児の定員の増加を図るなど、施設と調整し柔軟な定員設定を行うこと。

○ **放課後児童健全育成事業に係る「量の見込み」の算出等の考え方**

放課後児童健全育成事業（児童ホーム）の量の見込みについては、平成30年12月27日に、国から『「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童健全育成事業に係る「量の見込み」の算出等の考え方について』が発出されました。

《主な留意点》

● **可能な限り学年ごとの量の見込みを算出すること**

● **小学6年生までの受入れを行わず、途中の学年までの受入れとしている場合であっても、小学校6年生までの量の見込みを算出すること。**

- 小学校1年生の利用者は前年度における5歳児のうち、2号認定児及び幼稚園における預かり保育の定期利用者と考えられるが、授業終了前に帰宅する保護者もいるため一定割合を減じる必要がある。一方で、小学校入学を機に保護者が就労を始める例が多いなど、潜在的需要が見込まれる場合には、それぞれを勘案して量の見込みを算出すること。
- 小学校2年生以上の利用者については、小学校1年生から逡減する割合等の実績を見ながら、量の見込みを算出すること。

◆ 今後のスケジュールについて

平成31年3月25日まで	ニーズ調査の集計・分析結果納品
平成31年度	計画策定期間 (※子ども・子育て会議を5回程度実施予定)
平成32年4月	第2期計画施行